

# 經濟論叢

第165卷 第1・2号

---

行政サービスの経営管理（2）……………	田尾雅夫	1
先進諸国の市場調整パターン……………	宇仁宏幸	18
中国地方財政の発展段階より見た 「分権化」過程の評価……………	孫一萱	40
「サード・イタリア」と地域産業政策……………	鎌倉健	57
現代イギリスにおける 連結会計制度の機能的意味……………	金森絵里	78
国民健康保険制度に関する経済分析（2）……………	小松秀和	94
都市開発量決定メカニズムの経済分析（2）……………	鄭炳潤	107

經濟論叢 第163卷・第164卷 総目録

---

平成12年1・2月

京 都 大 学 経 済 学 會

## 現代イギリスにおける連結会計制度の機能的意味

— 配当規定との関連をめぐって —

金 森 絵 里

### I はじめに

国際的活動をおこなう企業が作成・開示する会計情報の比較可能性を高めるために、日本においても連結会計制度が整備されており、連結財務諸表の作成と開示に関してすでに詳細な基準が存在している。ただしかかる連結会計制度は、証券取引法において整備されており、商法において同様に整備されているわけではない。これは、商法と証券取引法が異なる機能を果たしており、連結会計制度は商法の機能と容易に整合しえないと考えられているためである。特に商法における配当規定が個別計算書類の存在を前提としている現状下において、商法に連結会計制度を全面的に適用することに対する困難さが指摘されているのである<sup>1)</sup>。

では、早くから会社法に連結会計規定を採り入れたイギリスではこの問題はいかに考えられているのであろうか。本稿では、イギリス会社法における会計規定のうち、特に配当規定と連結会計規定とがいかなる関係にあるのかを探っていく。具体的には、連結計算書類にもとづく配当支払いがイギリス会社法上可能であるかどうかという点に焦点を絞り、当該配当規定について会計理論的な立場から解釈を試みる。かかる作業をつうじて、商法あるいは会社法に連結会計を導入する可能性に関する筆者なりの見解を示すことができれば幸甚であ

1) 配当規定との関連において連結財務諸表を論じた日本の先行研究に、伊藤 [1996]、高須 [1996]、小栗 [1997] 等がある。

る。

## II イギリス会社法の特徴と会計規定

伝統的にイギリスにおいては、株式会社の活動は私的行為とみなされており、その活動状況および活動成果を表示する計算書類には最小限の法的規制が整備されるにとどまっていたという考え方は一般的な解釈であろう<sup>2)</sup>。すなわち、イギリスでは、判例法体系の代表国としてよく分類されるように、「法の精神は論理ではなかった、それは経験であった」(Holmes [1881] p. 1) とする思考が法の特徴を形成しており、具体的な規制は判例による規範に委ねられていたのである。そして会計情報の詳細な開示を法的に強制しないことによって、競争相手に情報が流入することを恐れる経営者の危惧に応じるとともに、株式会社の活動が多様であるために一般的な計算書類の形式や内容を標準化することは困難ではないかという会計士団体の疑問にも応えていたのである。

それにもかかわらず、当時から現在に至るまで、イギリス会社法においても会計規定は存在し、いくつかの条項が株式会社の会計行為を規定している<sup>3)</sup>。とりわけ「英国会計学の中心問題」(中村 [1957] 108ページ)といわれる配当可能利益の計算は、強行規定か任意規定かという相違はあるものの、一貫してイギリス会社法において規定されているのである。

ここで、簡単ではあるが、会社法における配当規定を歴史的に振り返ると、

- 2) たとえば、準則主義による会社設立の自由化を認可した1844年会社登記法は会計と監査に関して比較的厳格な規定を置いていたが、その後1856年会社法においてはこれらの多くを任意規定化した。この理由として議会は、「規制は株主と経営者の間の『私的交渉』(private negotiation)にゆだねるべき問題に不必要に介入するものである」(Edwards [1989] p. 190) という「レッセ・フェール思想」(Laissez-Faire philosophy) を引用したとされる。このようなレッセ・フェール思想を代表する見解はほかにも散見されるが、たとえば、1889年の Lee v. Neuchatel Asphalte Co. Ltd. 事件において示された、「計算書類がいかに保存されるべきかの決定は、司法上もまた正当にも商業界にゆだねられてきた」(アラウン [1981] 37ページ) とする見解などがあげられるであろう。
- 3) Edwards [1989] においては、私的経済活動に対する政府の介入を拒否するレッセ・フェール思想が、18世紀および19世紀のイギリスにおいて広範に普及していたことを認めながらも、当初からかかる理想的なレッセ・フェール思想は社会的弱者を保護する必要性から修正を迫られていたことを指摘している (Edwards [1989] pp. 188-189)。

まず、イギリスで最初の一般会社法といわれる1844年会社登記法においては資本からの配当金の支払いを禁止する規定は存在せず<sup>4)</sup>、1856年株式会社法において配当規定が設けられた(1856年株式会社法B表第63-68条)。これは、1856年株式会社法の前年に出された1855年有限責任法から株式会社の有限責任制が認められるようになったことで説明される。1844年会社登記法においては、未だ有限責任制が認められていなかったために、会社の信用の源泉は株主にあり、資本の蚕食があろうと結局は株主が担保責任を全うすればよいと考えられていた(山浦 [1993] 20ページ)。これに対して1856年株式会社法においては、有限責任株式会社に対して、資金調達および事業活動において重要になる信用を附与するために、その担保として自らの資本を保持させる必要が生じたのである(Edwards [1989] p. 173)。

1856年会社法の配当規定は、会社法本文中の条項ではなく、「付則」(schedule)中の「表」(table)に含められていたにすぎない。これは本稿でも採り上げる1948年会社法においても同様である(1948年会社法A表第114-122条)。会社法の本文に配当規定が明示されるのには、1980年会社法を待たなければならない。しかし、それらは、いずれも会社の資本が維持されなければならないという会社法の「本質的原則」(fundamental principle) (Morse [1995] p. 593)を明示しているという点で内容的な相違はないといってよい。

そして、このような資本維持の原則に関して法律家の注意をひいたのは、株主保護よりもむしろ債権者保護の理念であったことが指摘されている(Edwards [1989] p. 173)。ただし、株式会社の大規模化による株式所有の分散と専門経営者の誕生によって「所有と経営の分離」が生じ、株式会社の活動に直接的には携わらない株主が出現してきたことに対応して、これらの株主を保護する必要が生じたことも看過されてはならない。株式会社においては、資

4) 会社法成立以前には、勅許状による配当規制が存在していたといわれる。たとえば、イギリス東インド会社の実務については Littleton [1933]、津守 [1962]、高寺 [1971] 等を、アイルランド銀行の勅許については DuBois [1971] 等を参照していただきたい。

金を受託して企業活動をおこなう株式会社の経営者は、所有者たる株主に対して、資金の適切な維持・運用の状況を報告する責任を負う。このとき、計算書類は利益の表示金額までの配当を支払うという経営者の意思表示として利用されることになる。株式会社においては、その利益は究極において、配当のかたちで各株主に帰属するという「所有者会計」(高寺 [1992] 42ページ)が成立しているのである。

以上を要するに、比較的緩やかな規制をおいていたイギリス会社法においてさえ、配当規定すなわち配当可能利益<sup>5)</sup>の算定の社会的規範化が一貫して会計規定のなかに設定されていたことが理解されるのである。そして、現在の会社法においても、経営者は配当可能利益を株主総会において示すことを求められている。ところが、かかる配当可能利益の計算が個別計算書類においておこなわれるのか連結計算書類でおこなわれるのかは必ずしも自明ではない。本稿との関わりにおいては、現在国際的に主流になりつつある連結計算書類がこの機能を果たしうるか否かが問題になるのである。

### III 1947/48年会社法におけるイギリスにおける連結会計制度

イギリス会社法において連結会計が最初に規定されたのは1947年会社法であり、1947年会社法は1948年会社法に総括された<sup>6)</sup>。そこでは、「各会計年度末において会社が子会社を有している場合には、以下に挙げるように会社および子会社の財政状態および損益の状況を取り扱った計算書類または報告書類(本法律においては『グループ・アカウンツ』(group accounts)と称する)が、次項の規定を満たしたうえで、当該会社の貸借対照表および損益計算書が提出

5) 厳密には「配当可能利益」(divisible profits)と「配当しうる利益」(profits available for dividend)とは異なる概念であり、後者は、累積損失を補填していることを条件にしているという点において前者と異なる(武市 [1961] 496ページ)。しかし、かかる差は本稿の議論にとってさしたる重要性はないと思われるので、本稿では両者を同義のものとして扱うことにする。

6) 「イギリスにおいては、[……]改正の必要が生じたときは、古い法律はそのままにして新しい法律を制定し、法律の数が増えて煩わしくなると、これらを総括あるいは統合して、これまでの法律を廃止するという形が取られている」(中川 [1991] 50ページ)。

される株主総会において提出されなければならない」(1948年会社法第150条第1項)<sup>7)</sup>として、親会社に連結計算書類を提出することが義務づけられた。

本稿との関わりで重要なのは、かかる条項によってその作成を義務づけられた連結計算書類が、会社の株主総会において、経営者の株主に対する配当支払いの意思表示として機能するかどうかという点である。株式会社の配当について、1948年法は、「いかなる配当も利益以外からは支払われてはならない」(1948年会社法A表第116条)と規定している。当該規定は会社法本文中ではなく付則の1部として設けられているにすぎない。しかし、株式会社が有限責任制である以上、株式会社の資本が会社債権者に対する唯一の担保であるという意味で資本を維持しなければならないという株式会社の原則を定めたものであり、「便宜上A表中に掲げた」(小町谷 [1962] 374ページ)ものと解釈されているのは前述のとおりである。したがって、1948年会社法において配当の原資を利益に限定することは株式会社に強制されていると見てよい。この場合、株式会社の事業活動から生じた利益を株主に配当として分配することを目的として利益計算をおこなう「所有者会計」にとって、配当の原資となる利益が連結計算書類で表示されているのか、それとも従来の法人格にもとづいた計算書類で表示されているのが重大な論点となるのである。

ここで、1948年会社法においては、会社が備置しなければならない会計帳簿が定められているが、当該条項からは、会社の財政状態と損益状況について真実かつ公正な概観<sup>8)</sup>を与えることが必要であることがわかるだけである(1948

7) イギリス会社法における“group accounts”という術語に定訳はないようである。先行研究においては「総合計算書類」、「結合計算書」、「グループ計算書類」等の訳語があるが、本稿ではそのまま「グループ・アカウント」とする。また、イギリス会社法において親会社を指す語が“holding company”から“parent undertaking”へ、子会社を指す語が“subsidiary”から“subsidiary undertaking”へ変遷しており、連結会計規定の対象が、法人およびパートナーシップのみならず営利目的または非営利目的で事業をおこなう法人格のない組織までも含まれるようになった(1985年会社法新第259条第1項)。しかし、かかる変化は本稿の議論にとってさしたる重要性はないと思われるので、本稿では単に「親会社」および「子会社」という用語を使用する。

8) “true and fair view”に「真実かつ公正な写像」という訳語をあてる研究も存在する(黒山 [1989] 104-106ページ)。

年会社法第147条)。つまり、1948年会社法で規定している会計帳簿が、親会社の場合、法人格を単位としたものなのか親会社傘下のグループ全体を単位としたものなのかについては明確な規定は存在しない。しかし、法人格にもとづいた個別貸借対照表と個別損益計算書の作成を要することだけは明白である(1948年会社法第148条第1項および第2項)。そして、グループ・アカウント(すなわち主に連結貸借対照表と連結損益計算書)は、親会社の個別貸借対照表に添付することが求められている(1948年会社法第156条)。したがって、配当可能利益の計算に使用され、その結果を株主総会において提出する計算書類は、おそらく連結計算書類ではなく法人格にもとづいた個別計算書類であると考えられるのであるが、それは法条文からは必ずしも自明ではない。

そこで、「いかなる配当も利益以外からは支払われてはならない」という条文の背後にある資本維持の原則に注目すると、1948年会社法における資本とは、会社を設立する際に作成する基本定款において記載された「資本」(share capital)の総額をいうものとされている(武市[1961]193ページ)。維持すべき資本が法人格を有する会社の基本定款において定められている以上、かかる維持すべき資本は、連結計算書類ではなく、法人格にもとづいた個別計算書類において表示されることになるであろう。この場合、配当の支払いとそれともなって義務づけられている資本の維持は、法人格にもとづいた個別計算書類でおこなわれると解釈するのが自然である。すなわち、少なくとも、会社法における会計規定が配当の適正性を保障することを主目的としていたという観点からは、個別計算書類が一義的な性質を有し、連結計算書類に関しては、必ずしも本質的な重要性を有するとは言い難いことが明らかになるのである。

以上が1948年会社法における配当規定の内容であり、連結計算書類とは直接的な関係を有しないことが明らかになる。しかし、このことが必ずしも連結計算書類で表示される利益からの配当を禁止しているわけではないことは注意すべきである。維持すべき資本は個別計算書類において表示されるとしても、その資本を蚕食しないかぎりにおいて、配当の支払いは法律上認められているか

らである。言い換えれば、基本定款において記載された資本を維持していれば、配当の原資となる利益が親会社自身の利益であっても子会社利益（の親会社持分）を含めた金額であっても、配当規定には抵触しないのである。この意味で連結計算書類と配当規定は排他的関係にはないといえるが、この場合、維持すべき資本は個別計算書類において、配当原資は連結計算書類において表示される点に、ある種の断絶があるといわざるをえない。もちろん理論的には、持分法を適用して、連結計算書類において表示された利益と同じ金額を親会社の個別計算書類上に表示することが可能である。この場合には維持すべき資本も配当原資も個別計算書類において表示されるために上述のような断絶は存在しない。しかし、これは同時に、個別計算書類において持分法が採用されていれば、配当に関しては連結計算書類を作成する必要性がなくなることを意味している。

1948年会社法において、配当規定に直接的な関係を有しない連結計算書類が含まれたことに関して、以上のことは、1948年会社法に直接的な影響を及ぼしたCohen委員会が、直接的な会計情報利用者である金融業界や金融雑誌の強い影響力のもとで、計算書類の開示の充実について非常に積極的な姿勢をとっていたことと無関係ではないように思われる。つまり、「債権者よりもむしろ株主および投資家にとって情報が必要であるという雰囲気の中で、Cohen委員会は審議をおこなった」（ブラウン [1981] 41ページ）とされるように、1948年会社法制定時には、資本維持を主眼とした配当規定よりも、投資家に有用な情報を提供するという主張が前面に押し出されたのであった。このために、配当規定の観点からはさほど本質的に重要でないと考えられる連結計算書類に関わる規定であっても、1948年会社法制定時の主要な論点となり、会社法に成文化されたと解されるのである<sup>9)</sup>。

9) Royal Mail 事件や Dunlop 社の事例が連結会計制度化の大きな契機だったことはいうまでもない。イギリスにおける連結会計の制度化過程に関しては金森 [1998] を参照していただきたい。



## IV 1985/89年会社法にみるイギリスの連結会計制度

1948年会社法における連結会計規定が実質的に改正されるのは、1983年制定のEC会社法第7号指令「グループ・アカウンツ」を国内法化した1989年会社法によってである。とはいえ、連結会計規定が改正されたといっても、当初から「すべてのEEC加盟国のなかで、イギリスは第7号指令の要求によって最も影響を受けないであろう」(Ernst & Whinney [1984] p. 45)とされていた<sup>10)</sup>。そして、数少ない影響のなかで「最も重要な変化は子会社の定義だった」(Davies & Wilson [1994] p. 219)といわれている。1948年会社法においては、子会社の定義として「(a) 一方が(1) その会社の株主であり、取締役会の構成を支配するか、あるいは(2) 持分株式資本金の額面額の半分以上を所有するか、あるいは(b) 当該会社がその他の会社の子会社である会社の子会社である場合」(1948年会社法第154条第1項)とされ、主として議決権過半数所有によって子会社の定義をおこなういわゆる持株基準<sup>11)</sup>を採用していた。これに対して1989年会社法においては、このような持株基準に加えて、「(c) 会社が、他の会社に対して次に掲げるものによって支配的影響力を行使する権利を有する場合(1) 当該企業の基本定款、もしくは付属定款に含まれる規定、(2) 支配契約」(1985年会社法新第258条第2項)という支配力基準も明文化された。すなわち、EC会社法第7号指令において、「支配契約等の企業契約を法定する西ドイツの立場に照応する」(黒田 [1989] 19ページ)規制が盛り込まれたことによって、イギリス会社法も支配力基準を法定するに至ったのである。

他方、イギリス通商産業省 (Department of Trade and Industry) による諮

10) EC会社法第7号指令における主要条項のほとんどがイギリスの慣行を採用して作成されたことを示す簡潔な表がNobes [1988]に掲載されている (Nobes [1988] pp. 141-142)。

11) 「持株基準」および後述の「支配力基準」という用語は必ずしも世界的に使用されているわけでもなく、その意味も自明ではないようである。本稿では、議決権の過半数が所有されている子会社を連結範囲に含めるという基準を持株基準、契約やその他の条件 (役員派遣、融資等) によって事実上支配関係にある子会社を連結範囲に含めるという基準を支配力基準として表現している。

問委員会報告書は、EC 会社法第7号指令がイギリスの会社法に与える影響を4つに分類している (Swinson [1990] p. 7)。それは、(1) 連結計算書類が作成される状況、(2) 親会社と子会社の定義、(3) 連結計算書類の作成にあたって適用されるルール、(4) 関連会社の取扱いである。(1)については(2)に依存する (Swinson [1990] p. 7) とするならば、この点に関する会社法の改正は上述のとおりである。また(3)については、1948年会社法ではグループ・アカウンツは基本的に連結財務諸表からなるとしながらも、子会社の計算書類を添付するなどの代替的方法も認めていた。これに対し、1989年会社法においては「グループ・アカウンツは、次にあげるものからなる連結計算書類でなければならない (a) 親会社および子会社の業務の状態を取り扱う連結貸借対照表、および (b) 親会社および子会社の損益を取り扱う連結損益計算書」(1985年新第227条第2項)とされ、グループ・アカウンツの内容は、連結貸借対照表と連結損益計算書以外に選択の余地がないものとなっている。(4)については1989年会社法は、関連会社や参加持分を有する企業に対する持分を別表記することを求めた (Swinson [1990] pp. 26-27)。

イギリスにおける連結会計制度に変革をもたらしたといわれる1989年会社法であるが、以上にみるように、その変革とは連結計算書類を作成するにあたって必要となる定義上の問題、あるいは技術的な領域においてであり、連結計算書類そのものが会社法上主要な年次計算書類であるとみなされるような変革が起こったわけではないといってよいであろう。この意味で、会社法における会計規定によって会社の配当の適正性を保障するという観点からは、連結計算書類に関する規定の位置づけは、1948年会社法におけるそれと変わらないのである。すなわち、連結計算書類に関する規定は、連結計算書類の作成に関する規定が詳細になったこと以外は、配当規定となんら直接的な関係を持たないままであるという意味で変化していないといえるのである。

ここで、現在のイギリス会社法における配当規定について確認すると、1989年会社法は新しい配当規定を導入していないので、現在の配当規定は1985年

社法を参照する必要がある<sup>12)</sup>。1985年会社法においては「会社は配当可能利益以外からは配当を支払ってはならない」(1985年会社法第263条第1項)とされ、当該配当可能利益とは、「過年度において分配されたり資本化されなかった累積実現利益から、過年度において減資や資本の再編成で消却されなかった累積実現損失を控除した金額」(1985年会社法第263条第3項)であるとされている。そして、「配当目的に適合的な会社の計算書類は、最新の年次計算書類である」(1985年会社法第270条第3項)として、「配当目的に適合的な計算書類」(relevant accounts)という概念を導入し、当該計算書類が法定の年次計算書類でなければならないことを明確にしている。そこで、法定の年次計算書類の内容を1985年会社法に求めると、それは個別貸借対照表と個別損益計算書(または非営利会社の場合は収支計算書)であることが明らかになる(1985年会社法第227条第1項および第3項)<sup>13)</sup>。つまり、連結計算書類は「配当目的に適合的な計算書類」に含まれておらず、会社法における会計規定の主目的が配当の適正性を保障することであるという観点からは、1948年会社法におけるそれと同様に、本質的な重要性を有するとは言い難いといわざるをえないのである。

連結計算書類が「配当目的に適合的な計算書類」に含まれていないことによって、1985年会社法の配当規定は、1948年会社法の配当規定よりもさらに連結計算書類との関係を薄めたといえることができるであろう。とはいえ、1948年会社法と同様に、1985年会社法は連結計算書類に表示された利益からの配当を

12) 厳密には、1985年会社法の配当規定は、1980年会社法において制定されたものである。また、会社法の規定は「分配」(distribution)に対する規定であり、「配当」(dividends)に対する規定ではない。「分配」は原則として、「配当」を含めて、現金であれその他の形態の資産であれ、会社のメンバーに対して会社資産を分配することすべてを指す(1985年会社法第263条第2項)。

13) 1985年会社法においては経営者の年次計算書類作成義務として、「各子会社の営業年度を当該会社の営業年度に一致させなければならない」(1985年会社法第227条第4項)ことも定めているが、親会社に関するこの条項が連結計算書類の作成を義務づけているとは解釈できない。第227条の趣旨からみて、当該条項は、かかる解釈ではなく、個別損益計算書の営業年度に個別貸借対照表の営業年度を合致させるとともに、かかる営業年度が子会社のそれをも確定することを明示したにすぎないという解釈が自然であろう。

明示的に禁じているわけではない。特に、前節でみたように、理論的には個別財務諸表において連結計算書類に表示された利益と同額を表示することも可能である。しかし、1985年会社法の成立にともなって新たに生じた重要な論点は、配当可能利益の定義にあたって実現概念が法文上明示されていることと、かかる実現利益が法定計算書類において報告されることが求められていることである。このことから、イギリスの会社法において、配当規定によって間接的に、法定計算書類における報告利益が実現利益に限定されているとよいであろう<sup>14)</sup>。このとき、親会社個別の利益に加えて子会社利益（の親会社持分）をも含めた金額を、配当しうる利益として利用する場合には、子会社利益（の親会社持分）が親会社にとって実現しているとみなされるかどうかの問題になるのである。これはすでにイギリスにおいて1920年代にさかんにおこなわれた議論であるが、上述の配当規定が同じ議論を引き起こすという事実は、今なおこの問題が解決されていないことを示している。

#### V EUにおける会計基準の調和化

改めて指摘するまでもなく、イギリス会社法について考察する際にEUとの関係を無視することはできない。EUは、人、財、サービス、資本の自由な移動を可能にする共通市場の創造、維持、発展を目指しており、当該共通市場の創造のために会計基準の調和化が必要とされ、かかる会計基準は裁判所において法的ルールとしての効力を持つ必要があるとされている（Niessen [1988] p. 4）。各加盟国はEC会社法指令を国内法化することによって、共通の会計基準に法的効力を附与し、EUの目的達成に貢献することができるのである。

14) 1985年会社法において、実現の定義は以下のようにおこなわれている。「本法における『実現利益』および『実現損失』とは、会社の計算書類に関連して、当該計算書類が作成された時点において、実現利益の会計目的の決定に関して「一般に認められた原則」(principles generally accepted) に準拠して実現されたとして取り扱われるべき会社の損益をいう」(1985年会社法第262条第3項)。ここで「一般に認められた原則」とは、1985年会社法第4付則に定められた法的会計諸原則およびSSAP(特にSSAP第2号)等を指すと考えられている。詳細は森川 [1993]、篠原 [1993]等を参照していただきたい。

イギリスにおける1989年会社法は、EU 会社法第7号指令を国内法化したものとして位置づけられるのは前述のとおりである。

ここでEU 会社法指令とIASとの比較をおこなうと、会社法指令というEU法を制定することによってEUにおける会計基準の調和化を達成しようとする動きは、IASを作成することによって国際的な会計基準の調和化を達成しようとする動きと類似しているといえる。しかし、EUにおける会計基準の調和化は、会社法指令の各国における国内法化によって会計基準が法的強制力を持つという点において、ほぼ排他的に職業的会計人によって広められているIASとは異なる(Ernst & Whinney [1984] p. 5)。つまり、EUにおける会計基準の調和化は加盟国各国における会社法の改正を必要とするのに対し、IASによる会計基準の調和化はこれを必要としないのである。このことは、EU加盟各国が、EUにおける会計基準の調和化に際して会社法改正に直面しなければならないことを意味する。そしてこれを1つの契機として、加盟国間の法体系の相違が注目されてきた。すなわち、イギリスに代表される判例法体系の国とドイツやフランスに代表される成文法体系の国が存在し、これらの相違が会計基準の調和化に困難性を与えているとされるのである。

イギリスにおいては、「外部報告方針に関する経営者の選択の自由は、会計士団体、証券取引所、そして法律によって規制される」(Edwards [1980] p. 8)。そして、「法律の主要な価値は、会社をして基準を守らしめることにあり、法律は基準を考案するものではない」(Edwards [1980] p. x)とされ、会計基準の形成はプライベートセクターにゆだねるとともに、会社法はそれに法的強制力を附与することを目的としている。このような特徴は、ドイツやフランスに代表される成文法体系の国における会計規定と比較することでより明確になるであろう。成文法体系の国においては、程度の差こそあれ、法律に詳細な会計規定が盛り込まれ、法規定が最も優先される(中川 [1991] 8-9ページ)。すなわち、会社法において計算書類に関する「詳細な形式、開示要求および測定ルールが定められているが、これは財務報告慣行が伝統的に法規制(会社法と

税法の規定)によって支配されてきたからである」(Edwards [1989] p. 219)とされている。

確かに、会計基準に関しては、その形成が職業会計士団体を中心とするプライベートセクターにゆだねられている判例法体系国と、政府規制にもとづいている成文法体系国との相違は比較的大きくなるであろう。なぜならば、判例法体系国においては会計基準の形成が法に依存することなく独立した論議にもとづいて行われるのに対し、成文法体系国はあくまでも従来の法制度との関連を排除できないからである。ここで、とくに投資家に対して企業の実態を開示し、有用な情報を提供するための会計基準が果たす機能を情報提供機能、配当利益計算や課税所得計算に関わる会計基準が果たす機能を利害調整機能と呼ぶ。すると、きわめて図式的な整理ではあるが、判例法体系国における会社法では情報提供機能が、成文法体系国における会社法では利害調整機能が重視されているということも可能であろう。

しかし、会社法に関しては、その会計規定が曖昧で限られている判例法体系国と詳細で包括的な成文法体系国という差異はあるものの、いずれも配当規定を設け、いわゆる利害調整機能を会計規定の主要な目的の1つとして成文化しているという点で大きな相違はないといってよい。そして、配当可能利益の計算に直接影響を及ぼす評価規定に関しては、イギリスの1981年会社法においてEC会社法第4号指令「資本会社の年次計算書類」を国内法化する際に、会社法へのその導入が大きな論点となった。EC会社法第4号指令はドイツ会社法の影響を強く受けていたため、その国内法化は「伝統との決裂」(break with tradition) (Edwards [1989] p. 219)とされたのである。それにもかかわらず、評価規定に関する「多くのルールは確立されたイギリス会計慣行に親和的で一致するが、会社法では以前は避けていた規制領域である」(Edwards [1989] p. 219)といわれた。このことより、詳細な評価規定が会計慣行から会社法に移ったという形式的な決裂に過ぎないことが理解されることが考えられる。すなわち、判例法体系国のイギリスにも成文法体系国のドイツにも、会社法において

配当規定が存在し、それにとまなう評価規定それ自体は、慣行として確立してきたか会社法に明文化されてきたかに関わらず、多くの部分は「親和的で一致する」のである。また、配当規定と連結会計規定がイギリス会社法において実質的な関連性を有しないことは上述のとおりであるが、ドイツやフランスにおいても、連結会計規定を会社法に採り入れたが、かかる連結会計規定は、会社法と税法との連関にもとづく確定決算主義との関連性を排除したものとなっている（黒田 [1989] 303-304ページ）。つまり、判例法体系国における会社法の連結会計規定も、成文法体系国における会社法の連結会計規定も、いずれも配当規定とは実質的な関連性を有しないという点で一致しているのである。

## VI おわりに

本稿では、1947/48年会社法および1985/89年会社法を採り上げて、イギリスの会社法における配当規定と連結会計規定との関係を明らかにすることを試みた。そして、イギリス会社法における配当規定と連結会計規定は直接的な関係を持たず、会社法における会計規定の主目的の1つが配当の適正性を保障することであるという見解からは、連結会計規定は本質的な重要性を有さないといえることを指摘した。判例法体系国としてのイギリスにおいても、会社法において配当規定が存在し、配当規定と連結会計規定が直接的な関連性を有しないという点で、ドイツやフランスに代表される成文法体系国の連結会計規定と類似しているといえるのである。そして、この意味で、イギリスの経験は、日本の商法における配当規定と連結会計制度との関係にも重要な示唆を与えようであろう。すなわち、日本の商法において連結会計制度が採り入れられるか採り入れられないかに関わらず、連結会計制度は配当規定とは実質的な関係を有さずに整備されると考えられるのである。

最後に、イギリス会社法の配当規定を考察するにあたって、EC 会社法第2号指令「株式会社の設立、資本維持および資本変更」を国内法化した1980年会社法がそれ以前の配当規定にいかなる変更を加えたかに関する詳細な分析が不

可欠であると考えられるが、本稿ではこれは明らかにできなかった。この点を解明するための、会計学の見解だけでなく法律の見解をも視野に入れた検討は、今後の研究課題としたい。

#### 参考文献

- Birds, J., A. J. Boyle, E. Ferran & C. Villiers (ed.) [1995] *Boyle & Birds' Company Law*, 3rd ed., Jordans.
- Davies, R. P. & A. Wilson [1994] *UK GAAP*, 4th ed., Ernst & Young, Macmillan.
- DuBois, A. B. [1971] *The English Business Company after the Bubble Act 1720-1800*, Otagon Books.
- Edwards, J. R. [1989] *A History of Financial Accounting*, Routledge.
- Edwards, J. R. (ed.) [1980] *British Company Legislation and Company Accounts 1844-1976*, Vol. I, Arno Press.
- Ernst & Whinney [1984] *The Impact of the Seventh Directive*, Financial Times Business Information.
- Holmes, O. W., Jr. [1881] *The Common Law*, Little, Brown and Company.
- Littleton, A. C. [1933] *Accounting Evolution to 1900*, American Institute Publishing Co., reprint ed., Russel & Russel, 1966. (片野一郎訳「リトルトン会計発達史」増補版, 同文館, 1978年)。
- Morse, G., M. Bridge, D. Milman, R. Morris & C. Ryan [1990] *Companies Act 1989*, Sweet & Maxwell.
- Morse, G. [1995] *Charlesworth & Morse: Company Law*, 15th ed., Sweet & Maxwell.
- Niessen, H. [1988] "The Seventh Directive on Consolidated Accounts within the Framework of Company Law Harmonisation in the European Community" in *International Group Accounting: International Harmonisation and the Seventh EEC Directive*, eds. by Gray, S. J. & A. G. Coenberg, Croom Helm, chapter one, pp. 3-12.
- Nobes, C. [1988] "The United Kingdom and the Seventh Directive" in *International Group Accounting: International Harmonisation and the Seventh EEC Directive*, eds. by Gray, S. J. & A. G. Coenberg, Croom Helm, chapter eight, pp. 128-142.
- Swinson, C. [1990] *A Guide to the Companies Act 1989*, Butterworths.



- 伊藤邦雄 [1996] 『会計制度のダイナミズム』岩波書店。
- 小栗崇資 [1997] 「連結会計における測定問題—連結利益の配当可能性をめぐって—」『産業経理』第57巻第2号, 44-52ページ。
- 金森絵里 [1998] 「イギリスにおける連結会計の制度化過程に関する考察」『会計史学会年報』第17号, 68-78ページ。
- 黒田全紀 [1989] 『EC 会計制度調和化論』(神戸経営学双書7), 有斐閣。
- 小町谷操三 [1962] 『イギリス会社法概説』有斐閣。
- 篠原繁 [1993] 「イギリス会社法における実現概念」『産業経理』第53巻第1号, 115-128ページ。
- 高須教夫 [1996] 『連結会計論』森山書店。
- 高寺貞男 [1971] 『会計政策と簿記の展開』ミネルヴァ書房。
- [1992] 『会計と組織と社会—会計の内と外—』三嶺書房。
- 武市春男 [1961] 『イギリス会社法』国元書房。
- 津守常弘 [1962] 『配当計算原則の史的展開』山川出版社。
- 中川美佐子 [1991] 『EC 5カ国の会計および監査制度』千倉書房。
- 中村忠 [1957] 「配当可能利益とは何か—英国会計学の基本問題—」『ビジネスレビュー』第5巻第2号, 107-120ページ。
- ブラウン, D. J., 西尾幸夫訳 [1981] 「財務報告に関する法的開示規制の展開」(大矢知浩司・佐々木秀一編『イギリス会計制度の展開』同文館), 第2章。
- 森川八洲男 [1993] 「イギリス会社法における分配規制—1985年会社法を中心にして—」『明治大学社会科学研究所紀要』第31巻第2号, 121-137ページ。
- 山浦久司 [1993] 『英国株式会社会計制度論』白桃書房。